

I 総括

1 沿革

(館山保健所)

昭和 15 年 4 月 1 日	館山市長須賀 61 番地に逋信省管内の館山簡易保険健康相談所が開設され、館山市、安房郡、夷隅郡を管内として、簡易保険の加入者を対象に軽易な診療と健康相談の業務を開始した。
昭和 19 年 10 月 1 日	館山保健所開設、隔日診療を行い保健所業務を開始した。
昭和 23 年 4 月 1 日	総務、業務の 2 課制となる。
昭和 26 年 4 月 1 日	総務、予防、衛生の 3 課制となる。
昭和 26 年 9 月 26 日	木造 2 階建(延 785.73 m ²)の庁舎 (4,208 千円) が完成した。
昭和 39 年 4 月 1 日	総務、保健指導、予防、衛生の 4 課制となる。
昭和 39 年 11 月 7 日	レントゲン車が配車された。
昭和 44 年 4 月 19 日	現庁舎鉄筋 2 階建(延 843.75 m ²)が完成 (37,080 千円) した。
昭和 50 年 4 月 1 日	総務、保健指導、予防、食品衛生、環境衛生の 5 課制となる。
平成 元年 4 月 1 日	環境保全課が設置され 6 課制となる。
平成 4 年 4 月 1 日	食品広域監視班が設置され、6 課 1 班となる。
平成 6 年 4 月 1 日	環境保全課が環境保全班と改組され、5 課 2 班となる。

(鴨川保健所)

昭和 19 年 10 月 1 日	設置認可され、同年 12 月 25 日開設。安房郡の一部、長狭 12 町村を勝浦保健所から分離し業務を開始した。
昭和 20 年 8 月 1 日	鴨川市横渚 714 番地、当時のセファランチン化学療法研究所を借り受け移転した。
昭和 23 年 10 月 1 日	性病診療所併設。
昭和 33 年 4 月 1 日	庁舎全部を取り壊し、同年 6 月 26 日総工費 6,725,000 円で新設した。
昭和 51 年 4 月 20 日	鴨川市横渚 1457 番地の 1 に新築移転した。

(安房保健所)

平成 9 年 4 月 1 日	地域保健法の全面施行に伴い、館山保健所、鴨川保健所が再編整備され安房保健所となる (5 課 1 地域保健センター)。
平成 12 年 4 月 1 日	組織変更により 6 課 2 班 1 地域保健センターとなる。
平成 13 年 4 月 1 日	組織変更により 6 課 1 班 1 地域保健センターとなる。

(安房保健所 [安房健康福祉センター])

平成 16 年 4 月 1 日	組織変更により、安房支庁社会福祉課と統合し、安房健康福祉センター[安房保健所]となる (5 課 1 地域保健センター)。
平成 18 年 4 月 1 日	組織変更により 4 課 1 地域保健センターとなる。
平成 20 年 4 月 1 日	組織変更により 4 課 1 班 1 地域保健センターとなる。
平成 24 年 4 月 1 日	組織変更により 5 課 1 地域保健センターとなる。
平成 30 年 4 月 1 日	組織変更により 6 課 1 地域保健センターとなる。
令和 6 年 2 月 13 日	鴨川合同庁舎再整備工事实施のため、鴨川地域保健センターを鴨川市広場 820、鴨川合同庁舎 1 階に仮移転。

表1 歴代所長

(館山保健所)

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	矢 崎 紆 郎	昭和 19. 10. 1～23. 11. 30	11代	服 部 隆 男	昭和 52. 5. 1～54. 4. 19
2代	山 田 義 男	昭和 23. 12. 1～26. 6. 15	12代	信 藤 羊 一	昭和 54. 4. 20～59. 3. 31
3代	遠 藤 真 三	昭和 26. 6. 16～29. 4. 23	13代	山 田 裕 巳	昭和 59. 4. 1～60. 4. 10
4代	島 村 多之助	昭和 29. 4. 24～33. 12. 31	14代	小 倉 敬 一	昭和 60. 4. 11～62. 3. 31
5代	北 原 圭 三	昭和 34. 1. 1～34. 3. 31	15代	安 藤 由記男	昭和 62. 4. 1～平成 2. 3. 31
6代	鷺 谷 健 次	昭和 34. 4. 1～43. 3. 31	16代	森 尾 昭	平成 2. 4. 1～ 3. 3. 31
7代	稲 田 正 實	昭和 43. 4. 1～48. 3. 31	17代	碧 井 猛	平成 3. 4. 1～ 5. 3. 31
8代	鈴 木 貞 三	昭和 48. 4. 1～49. 1. 10	18代	溝 口 勝	平成 5. 4. 1～ 8. 3. 31
9代	松 枝 張	昭和 49. 1. 11～52. 3. 31	19代	藤 木 哲 郎	平成 8. 4. 1～ 9. 3. 31
10代	今 野 邦 雄	昭和 52. 4. 1～52. 4. 30			

(鴨川保健所)

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	原 進 一 (心得)	昭和 19. 10. 1～21. 2. 24	14代	木 村 亮太郎	昭和 40. 4. 1～43. 3. 31
2代	宇田川 英敏	昭和 21. 2. 25～21. 5. 6	15代	稲 田 正 實	昭和 43. 4. 1～43. 9. 30
3代	秋 田 六 郎 (心得)	昭和 21. 5. 7～21. 11. 5	16代	今 野 邦 雄 (心得)	昭和 43. 10. 1～47. 3. 31
4代	矢 崎 好 郎	昭和 21. 11. 6～22. 6. 2	17代	鈴 木 貞 三	昭和 47. 4. 1～52. 3. 31
5代	遠 藤 真 三	昭和 22. 6. 3～26. 6. 15	18代	齊 藤 実	昭和 52. 4. 1～55. 3. 31
6代	関 野 茂 夫 (心得)	昭和 26. 6. 16～28. 3. 10	19代	信 藤 羊 一	昭和 55. 4. 1～59. 3. 31
7代	広 山 保 夫	昭和 28. 3. 11～28. 10. 10	20代	齊 藤 実	昭和 59. 4. 1～61. 3. 31
8代	高 塚 太 吉	昭和 28. 10. 11～30. 3. 31	21代	小 倉 敬 一	昭和 61. 4. 1～62. 3. 31
9代	汐 田 弥太郎	昭和 30. 4. 1～31. 8. 15	22代	安 藤 由記男	昭和 62. 4. 1～平成 2. 3. 31
10代	楠 本 浩	昭和 31. 8. 16～32. 7. 2	23代	西 村 明	平成 2. 4. 1～ 2. 9. 30
11代	長 井 和 行	昭和 32. 7. 3～34. 3. 31	24代	鈴 木 弘 一	平成 2. 10. 1～ 5. 9. 30
12代	稲 田 正 實	昭和 34. 4. 1～35. 3. 31	25代	藤 木 哲 郎	平成 5. 10. 1～ 8. 3. 31
13代	山 田 義 男	昭和 35. 4. 1～40. 3. 31	26代	井 上 孝 夫	平成 8. 4. 1～ 9. 3. 31

(安房保健所)

代	氏 名	在 任 期 間
初代	藤 木 哲 郎	平成 9. 4. 1～10. 3. 31
2 代	佐久間 文 明	平成 10. 4. 1～13. 3. 31
3 代	中 島 徹	平成 13. 4. 1～16. 3. 31

(安房保健所〔安房健康福祉センター〕)

代	氏 名	在 任 期 間
初代	伊 藤 清 臣	平成 16. 4. 1～18. 3. 31
2 代	久 保 秀 一	平成 18. 4. 1～22. 3. 31
3 代	松 本 良 二	平成 22. 4. 1～24. 3. 31
4 代	大 野 由記子	平成 24. 4. 1～27. 3. 31
5 代	松 本 良 二	平成 27. 4. 1～31. 3. 31
6 代	野 田 秀 平	平成 31. 4. 1～令和 2. 3. 31
7 代	辻 村 信 正	令和 2. 4. 1～ 5. 3. 31
8 代	金 井 要	令和 5. 4. 1～

2 概要

管内（安房保健医療圏）は、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町の3市1町からなり、その総面積は575.91平方キロメートルである。

房総半島の南端に位置し、東は清澄山側の太平洋、西は鋸山側の東京湾を結び、およそ130キロメートルの海岸線に囲まれ、北部には房総丘陵があり、君津地域（君津保健医療圏）と夷隅地域（山武長生夷隅保健医療圏）に隣接している。

海岸部は、南房総国定公園に指定され、夏は涼しく冬は温暖な気候と豊かな自然にめぐまれ、花と海の観光レクリエーションゾーンとなっている。また、米、野菜、畜産や花の生産等が行われ、中小型船による沿岸・沖合漁業やアワビやサザエなどを採る磯根漁業などの各種漁業も盛んである。

管内人口の動向は、全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は年々減少し、老年人口（65歳以上）の割合は増加している。管内の高齢化率は43.3%（令和7年4月1日現在）と、県内で夷隅地域に次いで高齢化が進んでいる。

このような地域特性から、観光客が利用する飲食店及び宿泊施設等への食中毒予防対策等の公衆衛生や少子高齢化対策として地域包括ケアシステムの構築等を推進している。

3 管内の状況

（1）管内の人口及び世帯数等の概況

表3－（1）管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	51,949	109,996	190.9	575.91
館山市	20,309	42,201	383.4	110.05
鴨川市	14,402	29,540	154.5	191.14
南房総市	14,352	32,166	140.1	229.55
鋸南町	2,886	6,089	134.8	45.17
県 総 数	2,954,240	6,277,188	1,217.3	5,156.48

出典：（人口）令和7年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院 令和7年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - (2) - アのとおりで、令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分によると、0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 7.8%、15 歳～64 歳までの生産年齢人口は 48.9%、65 歳以上の老年人口は 43.3%で、県に比べると年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。

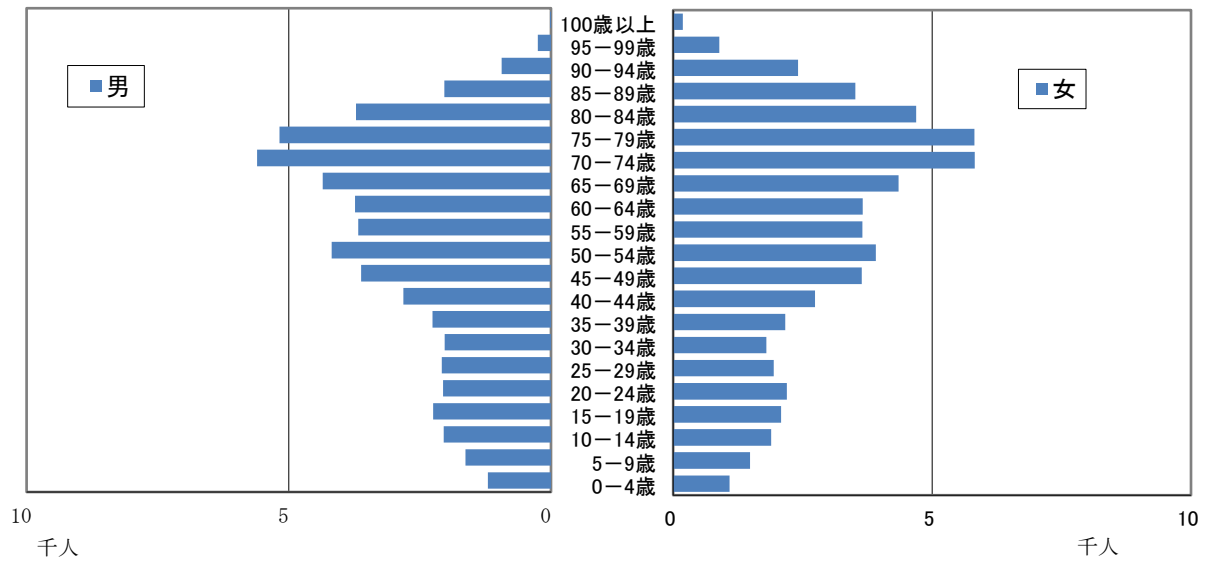
表 3 - (2) - ア 年齢構成の推移 (単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不 詳	
			0 歳 ～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
管内	22	140,297	14,995	(10.7)	79,295	(56.5)	46,007	(32.8)	—	—
	27	132,451	13,337	(10.1)	69,134	(52.2)	49,980	(37.7)	—	—
	R2	123,349	11,236	(9.1)	60,832	(49.3)	51,281	(41.6)	—	—
	R5	117,723	9,864	(8.4)	57,625	(48.9)	50,234	(42.7)	—	—
	R6	115,654	9,352	(8.1)	56,501	(48.9)	49,801	(43.1)	—	—
	R7	113,669	8,850	(7.8)	55,603	(48.9)	49,216	(43.3)	—	—
館山市	22	50,583	5,886	(11.6)	29,228	(57.8)	15,469	(30.6)	—	—
	27	48,495	5,284	(10.9)	25,806	(53.2)	17,405	(35.9)	—	—
	R2	45,887	4,514	(9.8)	23,216	(50.6)	18,157	(39.6)	—	—
	R5	44,414	4,006	(9.0)	22,489	(50.6)	17,919	(40.3)	—	—
	R6	43,839	3,843	(8.8)	22,191	(50.6)	17,805	(40.6)	—	—
	R7	43,244	3,617	(8.4)	21,946	(50.7)	17,681	(40.9)	—	—

鴨川市	22	36,554	4,042	(11.1)	21,139	(57.8)	11,363	(31.1)	—	—
	27	34,729	3,674	(10.6)	19,822	(54.2)	12,233	(35.2)	—	—
	R2	32,457	3,091	(9.5)	16,931	(52.2)	12,435	(38.3)	—	—
	R5	31,064	2,751	(8.9)	16,071	(51.7)	12,242	(39.4)	—	—
	R6	30,501	2,566	(8.4)	15,810	(51.8)	12,125	(39.8)	—	—
	R7	29,963	2,435	(8.1)	15,573	(52.0)	11,955	(39.9)	—	—
南房総市	22	43,860	4,211	(9.6)	23,893	(54.5)	15,756	(35.9)	—	—
	27	40,776	3,757	(9.2)	20,304	(49.8)	16,715	(41.0)	—	—
	R2	37,444	3,121	(8.3)	17,224	(46.0)	17,099	(45.7)	—	—
	R5	35,287	2,674	(7.6)	15,990	(45.3)	16,623	(47.1)	—	—
	R6	34,519	2,545	(7.4)	15,491	(44.9)	16,483	(47.8)	—	—
	R7	33,832	2,414	(7.1)	15,181	(44.9)	16,237	(48.0)	—	—
鋸南町	22	9,310	856	(9.2)	5,035	(54.1)	3,419	(36.7)	—	—
	27	8,451	622	(7.4)	4,202	(49.7)	3,627	(42.9)	—	—
	R2	7,561	510	(6.7)	3,461	(45.8)	3,590	(47.5)	—	—
	R5	6,958	433	(6.2)	3,075	(44.2)	3,450	(49.6)	—	—
	R6	6,795	398	(5.9)	3,008	(44.3)	3,388	(49.9)	—	—
	R7	6,630	384	(5.9)	2,903	(43.8)	3,343	(50.4)	—	—
県 総 数	22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	—	—
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—
	R2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—
	R6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—
	R7	6,309,089	694,179	(11.0)	3,873,193	(61.4)	1,741,729	(27.6)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図 3 - (2) 管内年齢 5 歳階級別人口構成図（令和 7 年 4 月 1 日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）

表 3 - (2) - イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	113,669	2,197	2,882	3,771	4,291	4,289	3,950	3,799	4,192	5,268	6,968	8,031	7,518	7,297	8,370	10,469	11,691	8,479	5,545	3,289	1,155	218
男	54,716	1,130	1,525	1,956	2,223	2,066	2,078	1,989	2,146	2,660	3,471	4,124	3,782	3,719	4,180	5,095	5,566	3,681	2,097	945	261	22
女	58,953	1,067	1,357	1,815	2,068	2,223	1,872	1,810	2,046	2,608	3,497	3,907	3,736	3,578	4,190	5,374	6,125	4,798	3,448	2,344	894	196
館山市 総数	43,244	946	1,140	1,531	1,718	1,548	1,584	1,575	1,740	2,112	2,865	3,176	2,838	2,738	2,991	3,767	4,346	3,005	1,951	1,142	400	79
男	20,888	459	631	793	905	819	900	847	881	1,068	1,430	1,593	1,438	1,360	1,495	1,765	2,094	1,271	723	324	86	6
女	22,356	487	509	738	813	729	684	728	859	1,044	1,435	1,583	1,452	1,378	1,496	2,002	2,252	1,734	1,228	818	314	73
鴨川市 総数	29,963	662	809	964	1,198	1,589	1,370	1,121	1,201	1,385	1,821	2,110	1,987	1,791	2,026	2,542	2,821	2,075	1,387	783	264	57
男	14,371	360	417	489	656	659	662	576	606	686	897	1,096	1,010	910	999	1,242	1,315	933	531	244	75	8
女	15,592	302	392	475	542	930	708	545	595	699	924	1,014	977	881	1,027	1,300	1,506	1,142	856	539	189	49
南房総市 総数	33,832	507	796	1,111	1,185	954	807	913	1,041	1,491	1,926	2,351	2,219	2,294	2,774	3,474	3,754	2,815	1,822	1,119	408	71
男	16,241	265	407	577	553	485	427	464	546	763	962	1,237	1,117	1,206	1,397	1,732	1,803	1,208	677	322	87	6
女	17,591	242	389	534	632	469	380	449	495	728	964	1,114	1,102	1,088	1,377	1,742	1,951	1,607	1,145	797	321	65
鋸南町 総数	6,630	82	137	165	190	198	189	190	210	280	356	394	422	474	579	686	770	584	385	245	83	11
男	3,216	46	70	97	109	103	89	102	113	143	182	198	217	243	289	356	354	269	166	55	13	2
女	3,414	36	67	68	81	95	100	88	97	137	174	196	205	231	290	330	416	315	219	190	70	9
千葉県 総数	6,309,089	196,512	238,167	259,500	276,995	336,035	352,375	346,481	362,470	398,253	450,003	525,639	450,172	374,759	338,441	381,853	409,518	313,147	186,665	85,140	23,519	3,445
男	3,139,653	100,662	121,874	133,490	142,687	172,703	182,909	181,116	189,177	207,102	233,414	272,468	233,024	191,565	168,159	181,925	186,835	134,756	73,795	26,581	5,009	402
女	3,169,436	95,850	116,293	126,010	134,308	163,332	169,466	165,365	173,293	191,151	216,589	253,171	217,148	183,194	170,282	199,928	222,683	178,391	112,870	58,559	18,510	3,043

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和8年3月31日現在)

区 分	安房健康福祉センター		鴨川地域保健センター		備 考
	曜 日	時 間	曜 日	時 間	
精神保健福祉相談	第1火曜日 第3水曜日 第4火曜日	13:30～15:00 15:30～17:00 14:30～16:00	偶数月 第2水曜日 奇数月 第4金曜日	14:00～16:00 10:00～12:00	予約制
断酒学級	第2月曜日 (祝日の場合は 第3月曜日)	14:00～15:00	-	-	
DV相談、 困難な問題を抱える 女性のための相談 電話相談 面接相談	月～金曜日 月曜日	9:00～17:00 9:00～17:00	- -	- -	面接相談 は予約制
「障害のある人も ない人も共に暮らし やすい千葉県づくり 条例」に係る相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
H I V 相談・検査	即日検査	第1・3 月曜日	9:30～10:30	-	予約制
	夜間検査	年1回		-	
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	第1・3 月曜日	9:30～10:30	-	-	予約制
腸内細菌検査	毎週火曜日	9:00～11:00	-	-	
思春期相談	年6回	14:00～16:00	年5回	14:00～16:00	予約制
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
ひとり親家庭に 関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
結核管理・接触者 健康診断	随時	-	-	-	個別 通知

5 各種委員会

(1) 安房健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
館山市長	森 正一
鴨川市長	佐々木 久之
南房総市長	石井 裕
鋸南町長	白石 治和
安房医師会理事	田中 かつら
安房歯科医師会長	山本 信也
安房薬剤師会薬業会長	能重 陽一
千葉県看護協会安房地区部会長	堺 真智子
鴨川市社会福祉協議会長	榎本 豊
鋸南町主任児童委員監事	奈良田 真弓
千葉県保育協議会安房支会長	高橋 めぐみ
千葉県議会議員	三沢 智
千葉県議会議員	川名 康介
千葉県議会議員	木下 敬二
千葉県獣医師会安房支部長	種子島 貢司

安房保健所管内鴨川食品衛生協会会長	刈込 浩一
安房保健所管内栄養士会長	酒井 淳子
南房総市保健推進員協議会長	高梨 節子
千葉県美容業生活衛生同業組合館山支部長	三浦 一
安房地区保健主事会長	小倉 あや

(2) 安房保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿（令和7年4月1日現在）

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
亀田総合病院 総合診療・感染症科部長	細川 直登
安房地域医療センター 総合診療科部長・感染管理室長	曾木 美佐
南房総市立富山国保病院 副院長	山田 悟史
村田司法書士事務所 司法書士	村松 智子
元小学校長	森田 典子

表 6 機構及び事務内容

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

センター長 (兼)保健所長(技) 1 名(1) 副センター長 (兼)次長(事) 副センター長 (兼)次長(技) 副センター長 (兼)次長(技) (鴨川地域保健センター) 3 名	総務企画課 6 名 地域保健課 22 名(12) 地域福祉課 5 名(1) 健康生活支援課 13 名(1) 検査課 3 名 食品機動監視課 3 名 鴨川地域保健センター 12 名	1. 人事、給与、歳入、歳出、庁舎管理、福利厚生等庶務に関すること 2. 医療法、医師法、歯科医師法及び歯科衛生士法に関すること 3. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に関すること 4. 診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法に関すること 5. 死体解剖保存法に関すること 6. 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、採血及び供血あっせん業取締法及び薬剤師法に関すること 7. 献血の推進に関すること 8. 保健師、助産師、看護師、栄養士等の身分に関すること 9. 地域保健の総合的推進に係る調査、研究及び企画調整に関すること 10. 保健、医療及び福祉に関する総合相談窓口に関すること 11. 保健、医療及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること 12. 人口動態調査等衛生統計及び調査に関すること 13. 広報及び啓発に関すること 14. 災害対策に関すること 1. 保健師事業に関すること 2. 母子保健対策に関すること 3. 成人保健対策及び老人保健対策に関すること 4. 難病対策に関すること 5. 肝炎対策に関すること（医療費助成関係） 6. 歯科保健対策に関すること 7. 母体保護法に関すること 8. 健康増進法に関すること 9. 調理師法に関すること 10. 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること 1. 児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に関すること 2. 児童扶養手当及び特別児童扶養手当等各種福祉手当に関すること 3. 母子寡婦福祉に関すること 4. 介護保険に関すること 5. 家庭児童の相談指導、DV相談、困難な問題を抱える女性のための相談に関すること 6. 生活保護法に関すること 7. 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関すること 1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること 2. 予防接種法の施行に関すること 3. 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の施行に関すること 4. 食品衛生法及び食品表示法（アレルギー、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る）の施行に関すること 5. 製菓衛生師法の施行に関すること 6. ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること 7. 狂犬病予防法の施行に関すること 8. 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること 9. 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること 10. 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法の施行に関すること 11. 水道法（水質基準並びに専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る）の施行に関すること 12. 千葉県小規模水道条例の施行に関すること 13. 温泉法の施行に関すること 14. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること 15. 化製場等に関する法律の施行に関すること 16. 遊泳用プールの衛生に関すること 17. 飲用井戸等の相談及び指導に関すること 18. 住居衛生に関すること 19. 住宅宿泊事業法の施行に関すること 20. 健康危機対策（感染症、食中毒）に関すること 1. 細菌検査に関すること 2. 臨床検査に関すること 3. 食品衛生検査に関すること 4. 精度管理事業に関すること 1. 食品衛生法の施行に関すること 2. 食品監視計画に関すること 3. 食品収去計画に関すること 4. 食品監視業務に関すること	総務企画課の企画関係、地域福祉課の福祉・生活保護関係、検査課の業務を除く全ての業務
--	--	--	--

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和7年4月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務 企画課 【課長】	地域 保健課 【課長】	地域 福祉課 【課長】	健康 生活 支援課 【課長】	検 査 課 【課長】	食品 機動 監視課 【課長】	計
合 計	1(1)	2	6	22 【1】(12)	5 【1】(1)	13 【1】(1)	3 【1】	3 【1】	55(15)
医 師	1(1)								1(1)
事 務		1	4	1	5 【1】(1)				11(1)
薬 剤 師			2			3 【1】		2	7
獣 医 師						2		1 【1】	3
保 健 師		1		6 【1】		3			10
診療放射線技師						1 (1)			1(1)
臨床検査技師						1	3 【1】		4
管 理 栄 養 士				1					1
精神保健福祉士				14 (12)					14(12)
その他の技術職員						3			3
食品衛生監視員 (再掲)						6		3	9
環境衛生監視員 (再掲)						7			7

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。

表7 職員配置（鴨川地域保健センター）

（令和7年4月1日現在）

	次長（副センター長）	総務	地域保健業務	健康生活支援業務	計
合 計	1	2	3	7	13
医 師					0
事 務		1			1
薬 剤 師		1		2	3
獣 医 師				1	1
保 健 師	1		2	2	5
診 療 放 射 線 技 師					0
臨 床 検 査 技 師				1	1
管 理 栄 養 士			1		1
精 神 保 健 福 祉 士					0
そ の 他 の 技 術 職 員				1	1
食 品 衛 生 監 視 員 （ 再 掲 ）		1		3	4
環 境 衛 生 監 視 員 （ 再 掲 ）		1		4	5

（注）

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・育休任期付職員を含む。